

## 温室効果ガス削減効果を持つ飼料添加物の指定に係る審議の状況（報告）

**1. 経緯及び現状**

- (1) 牛のゲップ中の温室効果ガス（GHG）削減を目的として飼料に添加する資材については、飼料添加物と整理（令和4年1月）され、当該資材を飼料添加物として評価する際の評価基準が制定（令和4年9月）された。
- (2) これを受けて、以下の資材について GHG 削減効果を目的とした牛の飼料添加物としての指定の要望があった。

**[申請資材 1]**カシューナッツ殻液（CNSL）

カシューナッツ殻から抽出した油状の液体。

日本国内では、2012 年から飼料原料として流通・使用されている。

海外では、2022 年から米国で Flavoring Agent として流通・使用。

**[申請資材 2]**3-ニトロオキシプロパノール（3-NOP）

化学合成品

海外では、EU 等で GHG 削減効果のある飼料添加物として使用が認められている。

- (3) 令和5年2月6日付けで、農林水産大臣から農業資材審議会会長へ諮問を行い、同日に開催された飼料添加物効果安全性小委員会において、これらの資材を牛に給与した際の効果・安全性について、初回の審議が行われた。
- (4) 審議において、これら2つの資材について、指摘事項に対する追加的データ等、回答を確認することを条件に、効果安全性小委員会として了承したものとすることとされた。
- (5) 事業者から、指摘事項への回答を接受したことから、現在、効果安全性小委員会の委員が確認中。

## 2. 今後の予定

- (1) 回答の確認を終え、効果安全性小委員会の了承が得られた後、飼料添加物規格小委員会における審議を実施予定。
- (2) なお、資材を給与された牛から生産された畜産物を人が摂取した場合の人への健康影響については、厚生労働省及び内閣府食品安全委員会へ評価依頼を行う予定。